

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	クリフォード チャンス法律事務所 外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル3階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年11月11日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社良品計画
証券コード	7453
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー （Capital Guardian Trust Company）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333 （333 South Hope Street, Los Angeles, California, U.S.A.）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-6632-6600（代）

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・リミテッド （Capital International Limited）
住所又は本店所在地	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40 （40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-6632-6600（代）

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・インク（Capital International Inc.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階 （11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-6632-6600（代）

4【提出者（大量保有者） / 4】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル （Capital International Sarl）
住所又は本店所在地	スイス国、ジュネーヴ1201、プラス・デ・ベルグ3 （3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-6632-6600（代）

5【提出者（大量保有者） / 5】

個人・法人の別	法人（株式会社）
---------	----------

氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-6632-6600(代)

6【提出者(大量保有者)/6】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-5561-6600(代)

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.15
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年11月2日
訂正箇所	変更報告書提出事由を訂正します。

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと。

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

単体株券等保有割合が1%以上減少したこと。